

東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県から転入された方へ

世帯 100 万円、単身 60 万円 ※起業の場合最大 300 万円

移住支援金を申請される方は 政策推進課にご相談ください。

政策推進課：電話 0175-72-8136

移住支援金の申請を予定されている方や対象になるか
ご不明な方は、お気軽にご相談ください。



移住支援金の対象

次に該当する方は対象と可能性があります。

- ①東京 23 区の在住者又は通勤者（通算 5 年以上）
 - ・住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上（かつ、住民票を移す直前、連続して 1 年以上）、東京 23 区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区への通勤をしていたこと。

条件不利地域とは

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

- ②移住支援事業を実施する都道府県が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方または青森県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方

移住支援金の詳細は青森県のHPでもご案内しております。

▶ <https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/ijyuusiennkinn.html>



移住支援金に関するお問合せ先・連絡先はこちら ▶ 六ヶ所村政策推進課

六ヶ所村役場 3階
電話番号 0175-72-8136